

●香川県告示第245号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成21年5月15日から同年6月5日まで一般の縦覧に供する。

平成21年5月15日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 岡田善通寺線（47号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡まんのう町東高篠8番3地 先から 仲多度郡まんのう町公文370番1地 先まで	前	12.2~46.0	276	平成18年香川県 告示第355号で 変更した区域の 供用開始及び設 計変更に伴う一 部区域の追加
	後	12.2~46.0	276	

- 4 供用開始の期日 平成21年5月15日